

船橋市アマチュア無線クラブ規約

2023年5月20日改訂

(名称)

第1条

本クラブは『船橋市アマチュア無線クラブ（略称FARC）』と言う。

(事務所)

第2条

本クラブの事務所は、会長の自宅に置く。

(目的)

第3条

本クラブは、船橋市を中心としたアマチュア無線の健全な発展と会員相互の友好をはかり、無線科学の向上と発展に努力すると共に、災害発生時などには船橋市アマチュア無線非常通信連絡会（以下連絡会と略す）と協力し無線通信により救助救難活動等を支援し、以て福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条

本クラブは前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 通信訓練、防災行事への参加、オンエアミーティングなど、各種行事の実施。
- (2) アマチュア無線局（クラブ局JJ1YNA）の設置と運用。
- (3) その他、本クラブの目的達成に必要な事業。ただし、金銭上の利益は目的としない。

(会員)

第5条

本クラブの会員は、正会員、準会員、賛助会員によって構成する。

- (1) 正会員は、アマチュア無線従事者免許を有する者。
- (2) 準会員は、アマチュア無線に興味を有する者。
- (3) 賛助会員は、本クラブの目的に賛同する法人、団体等

(船橋市アマチュア無線非常通信連絡会)

第6条

本クラブ正会員のうち、船橋市内に居住するものは「船橋市アマチュア無線非常通信連絡会」(以下「連絡会」)会員に登録申請することができる。

- (1) 連絡会に登録を希望する会員は、申請書を幹事会に提出しなければならない。
- (2) 幹事会は申請を審査し、適任と認められた会員を船橋市役所に会長が推薦する。推薦基準は別に定める。
- (3) 申請者は船橋市長から委嘱状の受領を受け、連絡会会員となる。

(入会)

第7条

- (1) 本クラブへの入会は、入会申込書の提出を受理する事による。
- (2) 会員の入会時は、会ホームページの会員名簿へ掲載する

(退会)

第8条

会員の退会は以下による

- (1) 退会届の提出を受け、幹事会で認めた時。
- (2) 本クラブの活動に正当な理由無く5年以上参加しない時。
- (3) 本クラブの名誉を著しく毀損、又は本クラブの目的並びに規程に違反し、幹事会出席者過半数で議決された時。
- (4) 会員の退会時は、会ホームページの会員名簿から削除する。

(権利)

第9条

本クラブの会員は次の権利を持つ。

- (1) 正会員は、本クラブの設置する無線局、その他設備の利用。総会での議決権。
- (2) 準会員は、本クラブの設備の利用。総会での意見を述べること。
- (3) 賛助会員は、総会で意見を述べること。

(幹事)

第10条

本クラブに幹事を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計幹事 一名
- (4) 一般幹事 若干名

(幹事の選出)

第11条

- (1) 本クラブの改選幹事は、幹事会で候補者を選出し、総会での正会員による投票で任命する
- (2) 改選幹事候補者の選出に際しては、幹事会の議決により事前に郵便による投票を行い、参考とすることができる
- (3) 改選される会長・副会長は、投票によって選出された新旧幹事による互選によって選出され、総会での承認を受けて就任する。
- (4) 任期途中で幹事の追加任命をする場合は、本規約第11条1項の規定を準用して行わなければならない
- (5) 新任幹事の役務は、新会長が指名する

(幹事の任期)

第12条

- (1) 本クラブの幹事の任期は1期3年とし、再任を妨げない。
- (2) 途中任命された幹事の任期は、途中任命された際に現任の改選幹事の任期までとする。但し再選を妨げない
- (3) 会長は2期まで再選することができる。但し幹事会での議決を受け、総会での承認を受けた場合はこの限りではない

(幹事の資格)

第13条

本クラブの幹事は次に該当する資格を有する者とする。

- (1) 本クラブで1年以上正会員として在籍している者。但し会長・副会長は本クラブに3年以上在籍していること
- (2) 会長及び渉外担当幹事は日本アマチュア無線連盟の正員である者。
- (3) 任期開始の前日に満30歳以上である者。

(幹事の業務)

第14条

本クラブの幹事は次の業務を行う。

- (1) 幹事
 - イ. 本クラブの運営、事業の企画等を分担して執行する
 - ロ. クラブが設置する社団局の理事
 - ハ. クラブの幹事は、連絡会理事を兼ねる
- (2) 会長

イ. (1)に加え、本クラブを代表し業務を総括する。

ロ. 連絡会の会長を兼務する。

(3) 副会長

イ. (1)に加え、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長業務を代理する。

ロ. 連絡会の副会長を兼務する。

(4) 会計幹事

イ. (1)に加え、本クラブの会計を担当する。

(会議)

第15条

本クラブの会議は、総会および幹事会とし、会長が招集する。

(総会)

第16条

本クラブの総会は、本クラブの最高決定機関で、定期総会および臨時総会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回、年度の終了時に開催する。

(2) 臨時総会は、幹事会で必要と認めるとき、または、正会員の過半数から理由を付して要求があったときに開催する。

(3) 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(総会の議事)

第17条

総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 当年度事業の報告。

(2) 次年度事業の計画。

(3) 会計報告

(4) 選出幹事の承認。

(5) 規約の改正。

(6) その他。

(議決の方法)

第18条

総会の議決は、出席正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(臨時総会)

第19条

- (1) 臨時総会は、幹事会で必要と認めるとき、または、正会員の過半数から理由を付して要求があったときに開催する。
- (2) 臨時総会の議決は参加正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第20条

幹事会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の企画、執行。
- (2) 入会、退会の確認、決議。
- (3) 連絡会の業務。
- (4) その他。

(運営年度)

第21条

本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終了とする。

(運営規程)

第22条

- (1) 本クラブの活動は、運営規程により実施する。
- (2) 運営規程は、別途定める。

(クラブ局)

第23条

- (1) 第4条2項に定めるアマチュア無線局の代表者は、本クラブの幹事から選出する。
- (2) この場合の代表者、理事は、関東総合通信局に届け出る職務内容とし、本クラブでの役職と必ずしも一致しない。
- (3) クラブ局の構成員は正会員および幹事会が認めた者とする。
- (4) クラブ局の運用規定については別に定める。

(会費)

第24条

- (1) 会費は当面徴収しない。
- (2) 本クラブの、業務執行に必要な寄付はこれを拒まない。

附則

1. この規約は、平成11年4月4日から施行する。
2. 昭和59年制定の船橋市アマチュア無線クラブ「定款」を廃止する。
3. 改正施行：平成16年4月18日
4. 改正施行：平成23年7月3日
5. 改正施行：平成25年4月21日
6. 改正施行：平成28年4月24日
7. 改正施行：令和 5年5月20日

(注) 下記の規定・基準を別途定める。

1. 船橋市アマチュア無線非常通信協力局長推薦基準
2. J J 1 Y N A 運用規定